

## 平成19年第1回新宿区情報公開・個人情報保護審議会

1 日 時 平成19年6月8日(金)  
午後2時00分から午後4時00分

2 場 所 新宿区役所本庁舎6階 第2委員会室

### 3 出席者

(1) 会 長 寄 本 勝 美 委員  
副会長 山 口 邦 明 委員  
森 岡 泰 弘 委員  
深 沢としさだ 委員  
ひやま 真 一 委員  
有 馬としろう 委員  
あざみ 民 栄 委員  
鈴 木 豊三郎 委員  
鍋 島 照 子 委員  
信 夫 竹 久 委員  
神 崎 健 也 委員  
近 藤 恵美子 委員

### (2) 区 側

中川 国保年金課長  
杉原 障害者福祉課長  
小柳 中央図書館長  
小沢 高齢者サービス課長  
村上 就労支援・消費者行政担当副参事  
木全 職員課長

(事務局) 橋口 区政情報課長

4 傍聴者 0名

### 5 議事

- (1) 国民健康保険料の住民税所得割税率フラット化に伴う激変緩和措置のための電算処理システムの修正について(国保年金課)
- (2) 平成18年度審議会意見に基づく報告(国保年金課)
- (3) 障害福祉サービスにおける介護給付費等支払事務の委託について(障害者福祉課)

課)

- (4) 介護給付費等支払事務委託による、障害者自立支援システムの外部結合について（障害者福祉課）
- (5) 図書館情報システムのセキュリティ向上のためのデータ項目追加について（中央図書館）
- (6) 図書館でのビジネス情報支援相談業務の委託について（中央図書館）
- (7) 郵政民営化関連法の施行に伴う情報公開条例及び個人情報保護条例の改正について（区政情報課）
- (8) 介護予防教室事業参加者判定のための福祉情報システムの修正について（高齢者サービス）
- (9) 就労支援の事業推進における調査用紙発送及び相談業務の委託について（商工観光課：消費生活センター）
- (10) 職員情報システムの修正について（職員課）

## 6 その他

## 7 閉会

○寄本会長　ただいまより、平成19年度第1回、新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願ひいたします。最初に、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、事務局の方からご紹介いただきたいと思います。区政情報課長さん、お願いします。

○区政情報課長　事務局です。最初に、6月1日に予定しておりました本審議会の開催中止について、ご説明申し上げます。

6月1日に予定されておりました本審議会ですけれども、同じ時間帯に新宿区落合第二特別出張所等の区民施設落成式がございました。区の事業が重複することとなってしまいました。審議会の年間日程については、会長・副会長とご相談させていただき、4月に委員の皆様にお知らせしておりましたが、会長・副会長と相談させていただいた際に、6月1日に落成式があることについて、事務局として把握しておりませんでした。今回、開催のご案内をしたところ、落成式の関係でご出席いただけないという委員が何人かいらっしゃいました。また、それ以外にもご都合がつかなくなって、ご欠席になるとの委員もいらっしゃり、最終的に出席いただける方が8人という状況になりました。6月1日に開催した場合は、万一、お一人でもご欠席になってしまいますと、条例上の定足数を欠いて、審議会自体の開催ができなくなってしまうというおそれがありました。そのため、事務局として、会長・副会長にご相談をさせていただき、急遽中止とさせていただきました。大変お忙しいところ、日程を確保いただいておりますのに、大変申しわけございませんでした。

なお、6月1日にかわる日としまして、別途日程調整を会長・副会長にご相談しておりますので、本日の審議が終了した際にご連絡をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、委員のご紹介をいたします。

まず、新委員のご紹介です。今回、区議会議員の改選が行われました関係で、区議会議員の委員の方が新たに当審議会委員として委嘱されましたので、ご紹介させていただきます。

深沢としさだ委員です。

ひやま真一委員です。

有馬としろう委員です。

あざみ民栄委員です。

久保合介委員です。なお、本日は、久保委員はご欠席というご連絡をいただいております。

以上の5名でございます。

また、新しく委員になられた方に現在の委員の方をご紹介させていただきます。

学識経験委員です。寄本会長です。

山口副会長です。

森岡委員です。

区内団体関係委員です。鈴木委員です。

中矢委員は、本日欠席とのご連絡をいただいております。

鍋島委員です。

村上委員です。

信夫委員です。

区民委員です。神崎委員です。

近藤委員です。

以上となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、事務局職員のご紹介をさせていただきます。

この4月の異動に伴いまして、審議会の職員に異動がございました。新たに異動してまいりました職員をご紹介します。

情報公開担当の大谷主任主事が国保年金課に異動し、後任を総務課から異動してまいりました野島主任主事が担当することとなりました。

また、区政情報課長の木全が職員課長に異動となり、後任の区政情報課長を私、橋口が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最後に、新宿区では、平成15年10月以降、附属機関の会議概要についてホームページに掲載することとなり、本審議会についても、平成15年度当初から会議概要を掲載しております。また、当審議会の委員名簿もホームページに掲載しておりますが、皆様のお手元にお配りしてあります委員名簿の内容、こちらになります。こちらで更新いたしますので、あらかじめご報告をいたします。

なお、昨年の審議会でご了解をいただいておりますが、会議録につきましても、会長・副会長にご確認をいただいた後、会議録を要約したものを議事概要としてホームページに掲載させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。会長、よろしくお願いいたします。

○寄本会長　　ありがとうございました。では、ご発言はどうぞお座りのままで結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、皆様方にあらかじめお送りいたしております資料につきまして、事務局の方からご説明をお願いします。

○区政情報課長　事務局です。それでは、座らせたまま説明させていただきます。

事前にお送りした資料ですが、平成19年度第1回及び第2回審議会に係る諮問・報告事項に関する資料でございます。机上配付資料は、1、本日の次第でございます。こちらになります。次が平成19年度年間予定表でございます。こちらになります。次に、平成19年度5月23日現在の委員名簿、公開用でございます。それから最後になりますけれども、資料11として、平成18年度情報公開制度・個人情報保護制度の運営状況、A4版の横とじのものでございます。すみません、資料11というふうには肩に付いていないようではありますが、こちらが資料11になりますので、よろしくお願いいたします。

以上4点でございます。

なお、机上の審議会の年間日程につきましては、既に皆様にお送りしてあるものと同じものでございます。

次に、本日のご予約ですけれども、次第をごらんいただけますでしょうか。当初、資料番号順にご審議をいただく予定でしたが、2日間で予定していた審議会が、先ほどお話ししましたように、1日目を中止という形になってしまいました関係で、本日も審議をお願いする順を次第の順でお願いしたいと考えております。必ずしも資料の番号順と

はなっておりませんが、なにとぞよろしくお願いいたします。

なお、資料6は、障害福祉サービスにおける介護給付等の支払事務を国保連合会に委託し、その委託に当たってオンライン結合を伴うものとなりますので、一括してご説明させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

また、資料番号9については、情報公開条例及び個人情報保護条例の改正に関するものです。条例の改正については、昨年、諮問事項としてお諮りしたところでございますが、今回の改正は法律の改正に伴う文言調整となりますので、会長・副会長ともご相談をさせていただき、報告事項とさせていただきます。

なお、今回の事務作業の都合もございますので、本日中に資料16までは何とかご審議いただければと考えております。よろしくお願いいたします。

また、本日机前にお配りした平成18年度情報公開制度・個人情報保護制度の運営状況ですが、時間の関係で説明は次回とさせていただきたいと思っております。

なお、この概要を6月15日号の広報しんじゅくに掲載する予定でございます。よろしくお願いいたします。

また、資料5の表題が、「新宿情報公開・個人情報保護審議会」というふうになってまいりまして、「区」が抜けております。申しわけありませんけれども、資料一覧とあわせて訂正をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○寄本会長　ありがとうございます。それでは、事務局の方からただいま説明がございましたように、資料番号順とは多少変わりますけれども、本日の次第に沿って審議を行います。

まず資料4、国民健康保険料の住民税所得割税率フラット化に伴う激変緩和措置のための電算処理システムの修正について、諮問事項を審議いたします。

国民年金課長さんからご説明をお願いいたします。

○国保年金課長　国保年金課長の中川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料4がございまして、よろしでしょうか。資料に沿いましてご説明をさし上げたいと存じます。座らせていただきます。

「国民健康保険料の住民税所得割税率フラット化に伴う激変緩和措置のための電算処理システムの修正について」ご審議いただきたいと思います。

ページをめくっていただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、事業の概要でございます。まず前提といたしまして、23区の国民健康保険料は、住民税の額に何%という比率を掛けて算出しているものでございます。ことしの住民税は税法改正がございまして、超過累進課税、所得に応じて率が上がっていくものが10%というフラットになったという税法改正がございました。そうしますと、今までのやり方であると、例えば所得が200万円以下の方については、今まで都民税、区民税が5%だったものが、10%になってしまうという税法の改正になってまいります。それに率を掛けますと、保険料もそれに比例して上がってしまうということになりますので、23区共通にその激変を緩和しようというような目的でございます。

また資料に戻っていただきたいと思うんですが、事業内容につきましては、そういった趣旨から、700万円以下、つまり700万円も200万円部分というのは5%だった部

分も持っているわけですし、そもそも200万円以下の所得の人も5%だったものが10%になるというところを、国保独自の激変緩和措置としまして、総所得の2.5%をまず住民税の計算からとって、独自の所得換算して、そこに国民健康保険料の料率を掛けていきたいという内容でございます。

具体的に申し上げますと、3ページをごらんいただければと存じます。3ページの表の3つ目をごらんいただきたいんですが、情報項目ですが、まず対象とする個人の範囲でございます。これは国保加入者、被保険者を対象とさせていただきます。

それから2番に書いてありますが、記録項目ですが、課税総所得金額、これは収入からいろいろな控除を引いた、いわゆる課税標準のことを言うわけでございますが、課税総所得金額を記録させていただきたい。

それから激減緩和措置金額、つまり国保独自に激変緩和をして、控除した額というのを記録をさせていただきたい。

それから、その後の国保の計算した激変緩和後の住民税額を出させていただいて、そこに料率を掛けるわけですが、そこまでを記録をさせていただきたいというところが、まず記録の項目でございます。

それから3番でございます。記録するコンピュータにつきましては、いわゆる国保情報システム、これはホストコンピュータを使っているわけですが、そのデータベースの所得レコードに記録をさせていただきたいということでございます。

続きまして、次の欄でございますが、追加の理由でございます。理由は先ほど申し上げたところでございますが、この内容につきましては、既に19年の第1回定例会におきまして、議会のご了承を内容的には受けているところでございます。それできょうのご審議でご了解をいただきましたあかつきには、システムを改修いたしまして、保険料の通知書に反映させて発送していきたいというものでございます。

それで、次の下の欄の内容でございますが、ここにつきましては重複してしまいますので、省略をさせていただきたいと思っております。

次の欄でございますが、この処理につきましては、完全に自区内で処理をさせていただくということを考えております。

それから最後の欄でございます。新規開発・変更の時期でございますが、本審議会、ご了解いただければ、直ちに着手をさせていただきまして、当初の納付通知の6月15日に間に合わせていただきたいという内容でございます。

以上、雑駁でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきたいと存じます。

○寄本会長　ありがとうございます。それでは、どうぞご質問・ご意見ございましたら、ご自由にどうぞ。

○有馬委員　有馬です。1点だけちょっと伺いたいんですが、これはフラット化に伴う激変緩和措置の電算処理なんですけれど、これは自区内処理という話ですが、例えば新宿区内で、この処理のための件数なのか、いわゆる人数なのか、どのぐらいの件数の処理になるわけですか。

○国保年金課長　ご質問ですが、これはまだデータを最新で回していないんですが、去年の所得階層から見ると、約4万3,000人程度が対象になるという試算をしております。

す。

○有馬委員　そうすると、この4万3,000人、かなり膨大な方がいらっしゃるわけですが、これは恐らく23区の中で、同じ足並みでやっていかれるわけですよ。そうすると、これ、例えば他区と比較すると、この電算処理の件数というのは、ほとんど平均的なレベルの数なんですか。

○国保年金課長　具体的なデータは、これからどこも試算するかということもあってわからないんですが、所得階層の分布なんかがあるものですから、間違いなくこれだとは申し上げられないんですが、中庸な位置づけではないかと考えております。

○有馬委員　そうすると、これは処理に当たってのコンピュータ上のシステムの問題というのは、この件数を処理するに当たっては、大きく障害とか弊害というのがあるということは全く心配はないわけで、これはどのぐらいの期間でやられるのですか。

○国保年金課長　これは実際には、レコードを受け皿といたしましょうか、その箱はもう用意してありますので、きょうご了解いただければ、税務情報から国保情報に入れるというプログラムを一つつくらせていただいて、情報をどどどと一気に入れて、後は刷っていくということでございますので、いわゆる開発の難度というのは余り高くないというふうに考えてございます。ですから、期間も6月15日までにどうに間に合わせなければいけませんので、あとは刷る方がむしろ大変なものなのですが、プログラムは数日で終わるものと我々も考えております。

○寄本会長　よろしいですか。

○山口副会長　記録項目のことなんですが、課税総所得金額、余りこの税法詳しくないんですけど、まず住民税を計算して、住民税に基づいて保険料が決まる。こういう趣旨と理解したんですけど、それで今まで何が入っているかなんです。前に一度、情報課の方でご検討いただきたいんですけど、追加か変更だという場合は、もとに何があったかがわからないと、何を変えようとしているかわからないので、普通だったら、今まで記録されている記録項目がまず全部ここにどこかページにあって、これを追加しますよと、これを削除しますよというふうに言われないと、ちょっとわかりにくいので。

それで問題は、住民税そのものは、もう既に記録項目があって、それで総所得だけじゃあしやうがないので、住民税がどうも基準らしいので、住民税の記録がまずあって、それからここにある緩和措置があって、それで緩和措置法の住民税が出るんじゃないかなと、こう思うわけですよ。そうすると、要するに、住民税ってどこから持ってくるのと。今ちょっと説明ありましたように、税務課から持ってくるわけですよ。その税務課から情報を持ってくるというのは、そこを私は今、聞こうとしているわけですが、税務課から情報を持ってくるというのは、既にここで許可をして、既に記録項目として取得できているけど、なんですかねということなんです。言いたいことはそういうことなんです。確認です。

○国保年金課長　ご質問、新旧がなくて、わかりづらくて申しわけございませんでした。

ご質問のところにつきましては、まず、そもそも持っているデータでございますが、ご指摘のように、住民税、今、持っております。ただ、今度、国保のこの考え方というのが、住民税を仮計算をこちらで、要は10%のフラット化を、ざっくりばらんに言うと、住民税率が7.5%になるという仮定をして、もう一度、新たに激変緩和後の税金を仮税額

を出して、そこに国保の料率を掛けていくという考え方でございます。したがって、住民税はご指摘のように持っておりますし、合計所得金額というのは持っているわけなんですが、課税総所得金額そのものは、今までの国保の計算で必要なかったものですから、ここについて新たにいただかなければいけない。税務課からもらうというところの項目になるというところでございます。

あと、後段のところにつきましても、税情報を国保に利用させていただくということ自体が、既にかなり当初から審議会ではもうご了解いただけているということで、我々も理解しておりますので、その一つということで、了解されているというふうに我々も思っているところでございます。

○区政情報課長 区政情報課長です。今、副会長の方からご指摘がありましたように、今の様式ですと、記録項目というのが追加の部分で、既存の部分が何があるかがわかりませんので、様式については、次回以降、既存の記録項目と追加とか、そういった記録項目という形で、それがわかりやすいような形を検討してみたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○山口副会長 要するに、ちょっと気をつけて、これ、どう扱うかですけれど、税務課からこのデータをとってくるというのを、ちゃんと本来ならとってくるということのは、税務課の方で目的外に使用させるということになるわけですね。だから、そういうことをどちらの申請として、諮問でここに書けるのか。今みたいに、記録項目がふえますよというだけの問題じゃなくて、情報をとってくるという問題だと思うんですよ、これは。税務課から新たに情報をとってきていいかという諮問が来るべきなので、記録項目をふやせばいいだけという問題じゃないと思うんですよ。記録項目をふやすというのは、自分のところにある情報を、これを今までペーパーでやっていたものをコンピュータに入れて、その大量処理ができるようにしますよというときに、この記録項目の承認として諮問が来てもいいんですけれども、今回の場合はそうじゃなくて、税務課から新しい情報をとってくるとすれば、それはそういう形の諮問に直すべきだというふうに思いますので、きょうはとりあえずいいですけれど、そこらを情報課の方でもきちんと指導していただきたいということなんです。

○区政情報課長 区政情報課長です。今の副会長のご指摘なんですけれども、今回の記録項目の追加につきましては、これは法令に該当する目的外利用となりますので、今回の審議会の報告事項には当たらないという形になっております。

○寄本会長 ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、ございませんようでしたら、これは諮問事項ですので、承認させていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。

それでは、次に資料5の報告事項、新宿区情報公開・個人情報保護審議会（平成19年度第1回）への報告について、について審議いたします。

これは昨年の審議会において、国民健康保険料未納者対策のために社会保険庁へ個人情報情報を外部提供する旨の諮問に対しまして、未納者の範囲が過度に拡大されないよう協議す



るよう意見を付したことを踏まえまして、審議会が社会保険庁と協議した結果の報告ということとなります。

それでは、国民年金課長さんからご報告をいただきます。

○国保年金課長 国保年金課長、続けてご報告をさせていただきます。資料5に基づいてご報告させていただきます。

記書きの1、2につきましては、会長がもうご説明させていただきましたので省略させていただきますいたんですが、調整内容のご報告をさせていただきます。

指摘事項がありましたように、少しでも未納者があった場合、リストを出すのはいかがかというご指摘を受けまして、社保庁と調整をさせていただきます、国民年金未納者、国保が提出する未納者リストにつきましては、提供時点の直前の未納月が3カ月以上の者ということにさせていただきました。

その結果によりまして、一・二カ月の短期未納者については、もう外させていただいて、また、過去に3カ月以上、つまり直前に納付があれば、それも対象外とさせていただきます。

その結果、ちょっと順序が逆になるんですが、3万5,000余のリストであろうと予想していたものを、この条件によりまして、実際に提供した数が9,293件ということに絞らせていただきました。

なお、この扱いにつきましては、19年の2月15日、社保庁と覚書を締結させていただきます、目的外利用あるいは3カ月以上の未納の者に限るということで調整させていただきます、提供させていただいたということでございます。

以上、報告でございます。

○寄本会長 ありがとうございます。それでは、どうぞご質問、ご意見、よろしくお願ひします。

○あざみ委員 あざみです。未納者の範囲が過度に拡大されないようにという指摘で、このようになったということですが、この3カ月という期間についても、社保庁との調整の中で決まったことなんでしょうか。その3カ月というのが、何か理由というのでしょうか、根拠があって、この期間までというふうにしたんでしょうか。

○国保年金課長 3カ月にしたというのは、一つ、社保庁の向こうの事務の取り扱いの関係もあるんですが、未納一、二カ月につきましては、所得状況に関係なく一律にいろいろ、例えば免除、納付のしようようをしているような扱いということも聞いております。したがって、3カ月以降については、所得に応じたいろいろなしようよう方法を考えているということなので、だったら3カ月以上のものにしようというふうになったということで決めさせていただきました。

○あざみ委員 あと、すみません、ちょっとよくわからないんですけど、この実績というところに書いてある覚書の締結時期とあるんですけど、これはどこで締結をしているという意味なんでしょうか。

○国保年金課長 締結先は、社会保険庁の新宿社会保険事務所と区で覚書を締結させていただきます。

○寄本会長 どうぞ、ほかにございましたら。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

では、これは報告事項ですので、了承ということにさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。

次に、資料6関係の障害福祉サービスにおける介護給付費等支払事務の委託についてと、介護給付費等支払事務委託による、障害者自立支援システムの外部結合については一連の業務となりますので、諮問事項と報告事項につきましては一括して説明とご報告をいただきます。

障害者福祉課長さんから、よろしくお願いたします。

○障害者福祉課長 障害者福祉課長の杉原です。それでは、資料に基づいて報告の方からご説明いたします。

件名は、「障害福祉サービスにおける介護給付費等支払事務の委託について」でございます。

保有している情報は、保有課は私ども、登録業務の名前は障害福祉サービスでございます。委託業者と委託に伴う提供情報ですが、委託先は東京都国民健康保険団体連合会、国の特殊法人でございます。情報の記録媒体ですが、電磁的媒体でございます。提供先も電磁的な媒体で、障害者自立支援給付支払等システムサーバーでございます。

保有している情報項目ですが、別紙の個人情報業務登録票のとおりでございますが、そのうちのすべての情報を提供するわけではございません。右に書いてございますように、事前のセットアップ情報として、この9月までに氏名、生年月日、障害情報、障害の内容や程度区分等でございます。支給決定情報、サービスの支給決定に係る情報でございます。契約情報は、契約のサービスを提供する事業所や年月日等でございます。それから随時情報と申しまして、毎月1回、支払いに伴って提供をする利用情報等でございます。

委託の理由でございますが、国民健康保険団体連合会に事務を委託することで、これまで自治体ごとにばらつきのあった請求審査・支払の事務の平準化と効率化を図ることが可能となるためでございます。

なお、当該事務の委託は、障害者自立支援法第29条第8項により委託できるものとされ、ここには委託の相手方として、国保連合会が法律上も明記されてございます。

当該事務の委託については、障害者自立支援法の施行時より、国が推奨して、ほとんど周知でございますが、全国レベルで一斉に展開されるものでございます。

委託内容は、障害者の介護給付費と及び訓練給付費の請求受付と審査、支払に関する事務でございます。

この6月からの委託予定でございますが、本稼動は10月からの予定です。

委託に当たり、区が行う情報保護対策ですが、別紙の特記事項を付し、委託事業者としての情報保護対策としましても、国保連合会が独自に個人情報保護に関する規則、電子計算処理のデータの保護規定、セキュリティポリシーとプライバシーポリシーを定めてございますので、こちらを遵守していただきます。

ついております資料は、私どもの個人情報業務としての登録票と、情報業務の文書目録及び委託に当たって取り交わす特記事項でございます。

引き続き、諮問の案件についてのご説明をいたします。件名は、「介護給付等支払事務

委託による、障害者自立支援システムの外部結合について」でございます。

保有課は私どもで、登録業務の名称は先ほどと同じです。

結合される情報項目でございますが、障害福祉サービス利用者（支給決定者）の氏名、生年月日、障害情報、支給決定情報、契約情報、利用情報などございます。

結合の相手方は、東京都国民健康保険団体連合会でございます。ちなみに、この国保連は、都道府県単位に設置されております。

結合する理由ですが、先ほどと同様でもございますが、支払事務の円滑化を図るためには、システムの結合が必要不可欠なものでございます。

なお、このシステムが稼動しますと、障害者に対する介護を行う事業者は、国保連に対してインターネットで請求をし、国保連の方からは、その請求情報を一度チェックした上で、各自治体にISDN回線で送ってくるというものでございます。

結合の形態は、データ伝送専用のパソコンをISDN回線により、国保連の支払いシステムにつなげるというものでございます。

結合の開始時期は、先ほどの委託と同様に、本稼動は10月からの予定です。

情報保護の対策といたしましては、ISDN回線とすることで、接続先を制限すること。伝送されるデータについては、伝送セキュリティのソフトウェアや暗号化により漏洩・盗用・改ざん等を防止いたします。データ伝送の専用のここに置くパソコンには、IDとパスワードによるアクセス制限を設けて対応いたします。

なお、この国保連との結合は、介護保険制度につきましては、平成15年度から既に運用されているものでございます。

添付いたしました資料は、このシステムの構築に向けて、厚生労働省の方で作成したものです。一部分をご紹介しますと、右下にページが打ってございますが、2ページに図が出ております。ことしの9月までは、各サービス事業者が各自治体にばらばらに請求しておりましたが、間に国保連会が入ることによりまして、請求と支払いの事務が一本化されるものでございます。

私どもといたしましても支払いに当たり、毎月何百件も支出を起こしていたものが1本でおさまるといったメリットがございます。

続きまして、4ページの方ですが、請求から支払いまでの流れでございます。サービス事業者は国保連会にインターネットで請求を行い、国保連会の方では受付と点検を行い、市町村の方に内容の照会をデータ送信で行います。新宿区の方では、請求データの内容点検を行った上で、改めて国保連会に支払いを行うという流れとなっております。

続きまして、6ページには、回線の様子が書かれてございます。国保連会と都道府県または市町村との間は、専用のISDN回線でございます。

以上、資料を含めまして、雑駁でございますが、説明とさせていただきます。

○寄本会長　　ありがとうございました。それではまず、報告事項から審議いただきます。

障害福祉サービスにおける介護給付費等支払事務の委託につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、よろしく願います。どうぞ。

○あざみ委員　　あざみです。国保連の方に委託をすることが効率化を図ることになるということですがけれども、今、少しご説明もありましたけれども、事業者とのやり取りについては一本化するということでのメリットというのがあるようですがけれども、具体

的に、職員が今までやっていた事務がこれくらい軽減されるんだとか、そういうわかりやすいものというのはいかがでしょうか。

○障害者福祉課長　それは支払システムの流れの資料4ページ・5ページを改めてごらんいただきたいのですが、請求に当たりまして、事業者から国保連に届いたものは、国保連のシステムで一度チェックを受ける。点検を受けて、私どもの方にデータとして届きます。単純な積算ミスでございますとか、そういう部分は、国保連のシステムが基礎的なチェックを行います。その上で、送られてきました資料につきましては、私どもは今現在、紙ベースで行っているものと比較しては、はるかに楽にはなるのですが、一通り点検をすることは変わりません。

なお、支出に当たりましては、私どもの会計室の方では、毎月数百件の処理をしてございますので、それが国保連へ一本化されるという点では、かなりの事務軽減にはなると考えてございます。

○あざみ委員　それで国保連、介護保険の方の給付の、それは諮問の方になるのかな。今、報告と諮問は一体で質疑をしているのですか。

○寄本会長　今は報告事項に限っております。

○あざみ委員　そうですか。どこまでが報告で質問をしたらいいのか、ちょっとわからないですけども、いいですか、とりあえず。委託の部分について聞けばいいですね。

じゃあ、委託の部分で。国の制度としての自立支援法の枠内での手続きは、すべて一律だと思えるんですけども、各自治体によって、サービスの上乗せだとか利用者の負担軽減策とか、独自にいろいろやっている自治体がふえてきているんですけども、その辺のことは、このシステムとは、委託内容とはどう関係するのか。どうなんでしょうか。

○障害者福祉課長　国保連が用意しておりますシステムは、今のところ全国一律の利用者負担1割という原則のものでございますので、私どもが独自に導入しております軽減策のシステムへの反映については、改めてそこは国保連と調整をして、カスタマイズした上で対応します。その際は、改めてこの審議会にもその内容をお諮り申し上げます。

○あざみ委員　そうすると、今のところ国保連に任す部分と、そうではない区独自のサービスについては、区が独自にやるということで、いずれはやっていただけるようになるということなんですか。それは近いうちに。

○障害者福祉課長　国保連と契約を交わすのは、東京都が23区分を一括して契約いたします。各区によって軽減策はさまざまでございますので、実際の運用、支払事務がスタートする前に、区の独自の軽減策の部分は、運用の開始前にはなかなか間に合わないかもしれないかもしれませんが、早いうちに必ず反映できるようにいたします。

○あざみ委員　今の時点では、自立支援法は国がつくって制度化しているものですので、一定の共通性がもちろんある。だからこそ国も推奨、ほとんど指示という形でやってきているんでしょうけれども、これからそれぞれサービス料ですとか、軽減策とかいろいろやられていて、それぞれ自治体独自のやり方というのが行われてくるというか、地方自治が強くなってくるということでは、余り国が推奨するというのは、一般的に見ても、私は何かこの推奨（指示）というのが非常に気になるんですけども、こういうやり方というのは、今までもあったと思いますけれども、こうしない自治体というのは、この指示に従わなくてもやっているような自治体というのはあるんですか。皆さん入られるのですか、こ

れに。

○障害者福祉課長 今回のシステムの接続に関しましては、加入しない自治体というのは聞いてございません。

○寄本会長 ほかにございましたら、どうぞ。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

では、本件の委託につきましては、了承ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。

次に、この委託を行うに当たりまして、必要な情報のやり取りのためのオンライン結合を行う点で、この諮問でございます、介護給付費等支払事務委託による、障害者自立支援システムの外部結合について、この点につきまして審議いたします。

どうぞ、ご質問、ご意見ございましたら、発言願います。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

では、本件は諮問事項ですので、承認ということにさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。

続きまして、資料7、図書館情報システムのセキュリティ向上のためのデータ項目追加につきましての諮問事項を審議いたします。

中央図書館長さんからご説明いただきます。

○中央図書館長 中央図書館長の小柳でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、図書館情報システムの業務実施権限の設定でございます。担当課は中央図書館。目的はセキュリティの向上。対象者は区の職員、新宿区図書館奉仕員、実習生、臨時職員。事業内容につきましては、図書館情報システムに登録されている個人情報の保護に関して、セキュリティを向上させるため、二つの対策を講じます。

一つは、図書館情報システムの業務実施権限を個人ごとに設定することにより、不当な個人情報の閲覧及び情報漏洩等を防止すると。

2番目としまして、個人ごとに交付されるパスワードによる運用により、第三者（他の業務担当者等）による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。

次に件名でございますが、「図書館情報システムのセキュリティ向上のためのデータ項目追加について」でございます。

保有課は中央図書館でございます。

登録業務の名称としまして、それぞれ個人、団体の利用者登録、それから図書資料、視聴覚資料等の貸し出しでございます。

記録される情報項目としましては、まず1番としまして、個人の範囲。区の職員、新宿区図書館奉仕員、実習生、臨時職員。記録項目としましては、氏名、所属、性別、パスワード、ID、登録日、末梢日、業務実施権限。記録するコンピュータは、図書館情報システムでございます。

新規開発・追加・変更の理由でございますが、現在、図書館情報システムは区の職員及

び新宿区の図書館奉仕員が専用に利用しております。実習生については、誓約書を徴収の上で職員臨時立会いのもと研修利用しています。今後は、臨時職員のシステム利用を可能にするため、システムの業務実施権限を個人ごとに設定する。また、図書館情報システムの業務実施権限を個人ごとに設定することにより、不当な個人情報の閲覧及び情報漏洩等を防止しセキュリティを向上させます。

次に、新規開発・追加・変更の内容でございますが、図書館情報システムに業務実施権限の項目を4項目ほど追加いたします。

まず一つは、区の職員、図書館長初め、各地域課の館長を除く係長級、それからシステム担当につきましては全業務。

2番目としまして、1番以外の区の職員、それから新宿区の図書館奉仕員につきましては、コード変更を除く、いわゆるシステム修正等の基幹となる業務、それを除く全業務。

それから3番目としまして、実習生、カウンター業務。個人情報には特に触れない、それ以外のカウンター業務です。

それから4番目としまして、臨時職員。これも一部の制限ございますが、カウンター業務を担当業務といたします。

それから、開発等を委託する場合における個人情報保護対策でございますが、新宿個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーの遵守。契約時に別紙「特記事項」を付します。

それから、新規開発・追加・変更の時期でございますが、現在、システム開発につきましては、事業者の選定中でございます。業者が決まり次第、19年7月に着手し、平成20年1月4日に稼働予定でございます。

以上でございます。

○寄本会長 どうもありがとうございました。

それではどうぞ、ご質問、ご意見。

○森岡委員 今はセキュリティは個人ではなくて館長、館員、図書館員全体がもう誰もいこうと思えばいけるのですか。

○中央図書館長 現在はシステムを起動する際にパスワードを付与しておりますので、そのときには区の職員または図書館奉仕員がその段階でパスワードによって起動いたします。

○森岡委員 今回個人ごとに設定するのとどこが違うのですか。

○中央図書館長 今まではどういう形にしても、だれがどの情報にアクセスしたか、そういったことまでちょっとわからない。あくまでも図書館情報システムが起動する際に、そういう形のセキュリティはかけていますが、それ以外に個々の情報について、どういう形でアクセスするかについてはわからない状態でございますので、そこを詳しくわかるように履歴を残すということでございます。

○寄本会長 どうぞ、あざみ委員。

○あざみ委員 個人ごとに設定するというのは、セキュリティの向上になると思うんですけど、ここで言っているのは、そのパスワードを持つ人をふやすということでもあるのですか。パスワードをみんなが持っていたわけじゃなくて、知っていたということにはなるわけですけど、実習生にも個人個人に、それから臨時職員にも個人個人に持たせる

ということですよ。これは今までは、実習生と臨時職員はそれぞれパスワードを知らされていなかったという人たちだと思うんですけど、その人たちにも与えるということは、開くことができる人をふやすということでもあるわけですか。

○中央図書館長 従来は、稼動するときにパスワードを付与して行っていましたので、実習生につきましても、臨時職員につきましても、職員立ち合いのもと、システムにアクセスできたわけですが、今回はそれぞれのいわゆる区の職員、実習生、臨時職員、それぞれの立場で、直接アクセスさせる権限、これを制限しているということですが。

○寄本会長 ほかにございましたらどうぞ。

○山口副会長 さっき、第1問の諮問のときに言ったですけど、全業務って何なのかは我々はわからないわけですよ。図書館の業務は何を行われているか。我々知っているのは、借りるときに自分のカードを持って行って本が借りれると。だから、私が、Aさんが、住所と電話が登録されているか何か知りませんが、個人の簡単な情報が登録されていますよね。どういう系統の本を借りたが、多分全部記録されているとすれば、Aさんがどんな本に興味を持っているかということもわかるだろう、それを全部データを集めれば。それぐらいしか我々はわかっていないので、全業務とか言われても、ちょっとよくわからないので、要するに、実習生と臨時職員は、私が今申し上げたように窓口業務というか、貸出業務ぐらいの範囲に限定して、ほかの情報が見れないように限定しようという、そんな趣旨ですか。

○中央図書館長 今おっしゃられた範囲ですが、ただ、図書館の場合には、いわゆる借りている間の記録は残るんですが、返却された場合には、その記録を消しておきますので、改めてその方の貸出履歴を調べるということはできないようなシステムになっています。

先ほど申しあげましたカウンター業務と全業務の大きな違いは、全業務の場合には、利用登録の際に、登録カードをつくる際に個人情報すべてわかるわけですが、すべてというのは登録の要件としてわかるわけですが、カウンター業務の場合には、その部分はいくまでも利用者カードによる記載と、貸出・返却する本の関連だけでございますので、その辺が大きな差かと思われま。

○鍋島委員 ここの下の新規開発・追加・変更内容のところで、実習生の方は個人情報の侵入不可となっているので、個人情報侵入不可だったら、個人情報のここは審議しているところですが、この方のは、パスワードで個人情報以外のものをやるんでしたら、これはなぜ出てきたのかなというのがちょっとわからないです。

○中央図書館長 ちょっと表記の仕方も問題あるかもしれませんが、いわゆる個人情報侵入不可と書いてあるのは、具体的に言えば、臨時職員の場合には、予約業務を行うことができるわけですが、この実習生については予約業務を行わないという制限をかけております。予約業務というのは、その方の電話番号等も直接触れることができることになりま。その辺には制限をかけていますが、それ以外には、その方のお名前とか利用者番号とか、そういうのは当然実習生につきましてもわかるわけですが、そういった意味で、こちらの方の審議会にかけさせていただきました。

○委員 一つちょっとお聞きしたいんですが、先ほどご質問の中で言われました全業務

なのですが、利用者登録をするときの業務と、例えば単純に貸出するときの業務というのは、これは同じカウンターでやられているのですか、それとも別々でやられているのですか。

○中央図書館長 これは同じカウンターでやってございます。

○委員 ということは、実習生、臨時職員の方々が処理しているというふうに考えられるのでしょうか。

○中央図書館長 利用登録については、こちらに書きましたように、区の職員、それから図書館奉仕員、この職種の者が直接利用登録に携わります。

○委員 いわゆる同じカウンター業務でも別々のそれぞれの役職で分けているということですか。

○中央図書館長 そのとおりでございます。

○委員 わかりました。

○寄本会長 ほかにございますでしょうか。

○神崎委員 先ほど聞き間違ったのかどうかわからないのですが、本を借りた後、返したら、それまで借りていた本というのは全部消えてしまうということなんですか。

○中央図書館長 そうでございます。

○神崎委員 それでは、過去に借りた本をもう一度見たいと思っても、その時点ではもうわからないということですね。

○中央図書館長 そのとおりでございます。

○神崎委員 大体ほかの図書館もそういうシステムに。

○中央図書館長 ほかの図書館も同じようなシステムでございます。

○神崎委員 わかりました。

○寄本会長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、本件は承認ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

どうもありがとうございました。

それでは、次に資料8にまいります。図書館でのビジネス情報支援相談業務の委託につきましてでございます。

ご報告をいただきます。中央図書館長さんからお願いいたします。

○中央図書館長 それでは次に、事業名、図書館におけるビジネス情報支援相談会の実施につきまして、概要をご報告を申し上げます。担当課は中央図書館です。

目的は、中小企業診断士の協力を得て、実践的な起業・経営改善などの相談に応じることにより、図書館利用者の幅広いビジネス情報収集・活用のニーズにこたえていきます。

対象者は、起業予定か既に事業を行っている方であればだれでもよいということでございます。応募者多数の場合だけ、区内事業者を優先して調整しております。

事業内容でございますが、実施図書館、中央図書館、それから角筈図書館の2館で実施いたしております。

実施時期につきましては、6月以降、月2回、各4時間の相談を行う予定でおります。

派遣元につきましては、中小企業診断協会。企画協力、ビジネス支援図書館推進協議会。



相談員は、中小企業診断士でございます。

図書館側の担当業務でございますが、まず図書館9館全館で受付業務を行います。実際の申し込みにつきましては、実施館、中央図書館または角筈図書館で申し込みを受けます。

2番目としましては、関係資料の事前準備、それから相談会の運営、4番目としまして、相談中に必要となった資料の準備、5番目としましては、相談者からのレファレンス、情報収集についての相談対応。それ以外、周知方法としましては、広報しんじゅく、図書館ホームページ、各図書館で掲示しております。

件名でございますが、図書館でのビジネス情報支援相談業務の委託について。区の保有情報につきましては、保有課は中央図書館でございます。

登録業務の名称は、図書館でのビジネス情報支援相談会実施です。

情報はどのような媒体に記録されているかは、紙でございます。

保有している情報項目につきましては、上記相談会、利用者の相談内容。こちらにつきましては、裏面の方に、別紙、相談申請書、それから相談指導カルテがございますが、このような形で保有しております。これを委託業者ということで、委託先としまして、社団法人中小企業診断協会。

情報はどのような媒体で提供するのか。これにつきましては、紙でございます。

保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目、処理を依頼する項目。これにつきましては、まず提供する項目としましては、先ほどの別紙の相談申請書。処理を依頼する項目につきましては、相談指導カルテの用紙でございます。

委託の理由でございますが、実践的な起業・経営改善、これらの相談に応じることにより、図書館利用者の幅広いビジネス情報収集・活用のニーズにこたえていきます。

委託内容ですが、図書館利用者に対する次の相談業務。中小企業の創業に関すること。中小企業の経営改善に関すること。中小企業の経営革新に関することが委託内容でございます。

委託の開始時期及び期限でございますが、平成19年6月以降継続実施する予定であります。昨年度につきましては、18年10月からことしの3月まで施行・実施いたしております。

委託に当たりまして、区が行う情報保護対策でございますが、受託者との協定書の中に特記事項を盛り込みます。

2番目としまして、相談申請書及び相談指導カルテ、これにつきましては、相談室内でのみ取り扱わせるものといたします。

3番目といたしまして、相談業務終了後に、相談申請書及び相談・指導カルテ、これらを回収いたします。

受託事業者としての情報保護対策でございますが、まず、委託者との協定を遵守させます。それから2番目としまして、相談業務終了後に、申請書及び相談カルテを委託者に返還する予定でございます。

以上でございます。

○寄本会長　ありがとうございます。それでは、どうぞ、ご質問、ご意見がございましたら発言願います。

〔「なし」の声あり〕

それでは、本件は了承ということによろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

では、どうも大変ご苦労さまでした。

では次に、資料9に入ります。郵政民営化関連法の施行に伴う情報公開条例及び個人情報保護条例の改正につきましてのご報告をいただきます。区政情報課長さんからよろしくお願ひいたします。

○区政情報課長 区政情報課長です。それでは、資料9をごらんください。

件名は、「郵政民営化法等の施行に伴う情報公開条例及び個人情報保護条例の改正について」でございます。

資料9を1枚おめくりいただけますでしょうか。1枚めくっていただきますと、1、改正理由。平成19年10月1日から、郵政民営化法が施行されることに伴い、日本郵政公社職員は国家公務員には該当しないこととなりました。そのため、公務員の定義に関係した条文の文言調整を行う必要が生じ、別紙のとおり新宿区情報公開条例及び新宿区個人情報保護条例の一部を改正するものです。

2、改正部分の施行日は、平成19年10月1日です。

3、改正後の取り扱い。公文書公開、自己情報開示請求の取り扱いについては、変更は生じません。

次のページ、ごらんいただけますでしょうか。新宿区情報公開条例新旧対照表でございます。第7条2号、ウの部分の改正になります。

現行の方、右側の方を見ていただきますと、下の方です。下から6行目の終わりから5行目にかけて、「及び日本郵政公社」という部分に下線を引かせていただいておりますけれども、この部分の削除という形になります。

次の次のページ、ごらんいただけますでしょうか。5ページ目です。新宿個人情報保護条例の新旧対照表です。こちらにつきましては、19条2号のウになります。その次のページ、6ページになります。6ページの現行の方、右側を見ていただきますと、6行目の終わりです。「及び日本郵政公社」という部分に下線が引いてございますけれども、こちらの部分の削除という形になります。

以上が改正の内容です。よろしくお願ひいたします。

○寄本会長 ありがとうございます。それではどうぞ、ご質問、ご意見のある方は。

[「なし」の声あり]

では、本件は了承ということにさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。

それでは次に、資料12に入ります。介護予防教室事業参加者判定のための福祉情報システムの修正につきましての諮問事項を審議いたします。高齢者サービス課長さんからご説明いただきます。

○高齢者サービス課長 高齢者サービス課長でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料をごらんください。入る前に大変恐縮でございますが、1点修正をお願ひいたします。資料の3ページでございます。

表の形になっておりますが、この中の記録される情報項目という欄がございます。一番大きな枠でございます。3ページの表になります。そちらの真ん中に、新規項目、「生活

機能評価のうち」という記載がございますが、この中の①運動検査というところで、握力、それから階段片足立ちというふうにあります。この「階段」というのを大変恐縮でございます。「開眼」目を開いて片足立ちをするということで、大変申しわけございません、修正をお願いいたします。

それでは、中身のご説明に入らせていただきたいと思います。

件名、「介護予防教室事業参加者判定のための福祉情報システムの修正について」でございます。

情報の保有課は、高齢者サービス課。

登録業務の名称としては、介護予防教室等事業ということでございます。

まず、この事業自体、簡単にご説明させていただきますと、昨年介護保険法が改正されて、介護予防に力を入れるというところから、介護保険については、従前から要支援と要介護というような分類がございましたが、さらに特定高齢者という要支援になる一歩手前の方々の分類ができました。そういった方々に対して、介護予防教室に参加していただいて、介護予防をしていただくという仕組みでございまして、その特定高齢者の方々を判定・決定するためのシステムというような中身になっております。

資料に入りますと、個人の範囲としましては、基本健診等を受診した65歳以上の高齢者のうち、別紙基本チェックリスト及び生活機能評価の結果が特定高齢者判定基準に該当する者ということで、こういった方々に対して、介護予防教室に参加していただく。この基本チェックリスト等については、資料の裏面、4ページ目になりますが、つけさせていただきます。

その中で、この基本チェックリスト、非常に項目多くございますが、25項目あります。通常の基本健康診査でございますので、採血をしての検査であるとか、体重をはかったり、こういったこともありますが、それ以外にご本人の申告と申しますか、質問ということで、こういった25項目、これにはいい・いいえということで答えていき、該当基準になっている場合は特定高齢者という形で判定する形になります。

それでは、また3ページに戻っていただきまして、記録項目といたしましては、ごらんいただきました基本チェックリスト等というような形になっております。そして、今回福祉情報システムの修正ということでは、従来、ペーパーで集めていた項目のうち、追加で入力する項目が4つほどございます。その項目追加ということでの修正でございます。

追加項目は何かと申しますと、運動検査、それから低栄養、口腔内衛生状態、唾液嚥下、こういったところに該当する場合は、入力の項目のところにチェックボックスをつくりまして、該当する場合はチェックをするということで、個々具体的な例えば数値を入力することではございません。

記録するコンピュータは、福祉情報システムサーバーということで、今回のこの修正の理由といたしましては、記載のとおり、入力項目をふやす必要があったこと。そして資料に、「国が特定高齢者選定基準を緩和し」というような記載がございます。先ほど、この仕組みは昨年の平成18年4月から始まったということでご説明をさせていただきましたが、非常にこの基準が、当初、厳しかったということで、なかなか特定高齢者に該当する方が全国的にも少なかったというような中で、1年経過した後、19年の4月以降、国の方は条件を緩和したというところから、今回も新規の項目を追加入力させていた

だきたいというような流れになっております。

そして今回、この開発・修正をする際には、ダミーデータを使いますので、修正に当たり個人情報の取り扱いはないというような形で、そして現在、ペーパーで処理しておりますが、やはり早期に入力させていただきたいというようなところから、開発、実際の変更の時期については、本審議会の承認をいただいた後、契約を締結し、修正を行います。7月以降を予定しています。現在、実際に基本健康診査、4月から始まっておりますけれど、上がってくるデータというのは、どうしても医療機関経由になりますから、まだそれほど数が多くございません。これからどんどんふえていきますので入力をさせていただきたいということでございます。

説明の方は以上でございます。

○寄本会長　ありがとうございます。では、どうぞご質問、ご意見ある方。  
よろしいですか。

[「なし」の声あり]

では、本件は承認ということでよろしいですか。

[「異議なし」の声あり]

では、どうもご苦労さまでした。

次に、資料16になります。就労支援の推進事業における調査用紙発送及び相談業務の委託につきましての報告をいただきます。消費者行政担当、村上さんからご報告をいただきます。

○就労支援・消費者行政担当副参事　ただいま前もってお配りしました資料の一部、差しかえをさせていただきたいということで、担当からお配りをしてございますので。

それでは、報告をさせていただきます。私どもの就労支援の事業の一環として行います若年の調査業務、それから相談業務の件で、本日は事後・事前の報告をそれぞれ1件ずつさせていただきたいと思っております。お手元の資料に基づいて、簡単にご説明をさせていただきます。

2ページ目をごらんください。事業の概要でございますが、私ども就労支援の推進の事業の中で、目的のところでございますが1点、若年非就業者の実態と就業意向等の調査を行うために今回調査をやらせていただきたい。それにあわせて、就労支援のプランを策定するという業務を一貫してやらせていただくに当たりまして、今回、調査会社の方に郵送等々の関係で個人情報を提供するということについて、事後報告案件として報告させていただきます。

もう1点が、あわせて若年向けの相談窓口を7月から開設をする予定で、準備を進めておりまして、こちらの中で、逆に収集の部分で個人情報を取り扱うということになりますので、事前報告の案件という形でご報告をさせていただきます。

対象につきましては、区内在住の20歳～34歳の独身者で、親と同居している世帯の親子に対しまして調査を行う予定でございます。

それから、相談の方でございますが、おおむね20歳～34歳程度の若年者とその親を対象に、相談を希望する方のご相談をお受けすると。こういう流れをつくらせていただきたいと。

事業の内容でございますけれども、まず1点目、若年者就業状況調査でございますが、

先ほど申しました対象者、新宿は約2万件程度の対象になりまして、こちらに対して調査票の送付、それから相談窓口開設のPRチラシ、これらを同封したものを郵送させていただき、一定の期間で郵送回答を得て、調査・分析という業務に入りたいという内容でございます。

それから、相談業務につきましては、2つの相談窓口を開設をすると。1点が、若年者、それからその親御さんのご心配事であるとか、いわゆる就労に対する不安や悩み、こういうようなものをカウンセリングする、専門カウンセラーによる個別相談。これが1点。これは消費生活センター内に設置をさせていただいて、専門カウンセラー業務を委託をするという方式で実施をしたいと思っております。

もう1点が、若年就職SOS相談、職業等相談ということでございますが、すぐにでも就業したい、就職したい、そういう思いがある若年の方々のご相談を直接お受けしまして、スキルアップ、それから就職訓練のための面接講座だとか、そういうような事業を経て、最終的に就職あっせんまで行う一貫した相談の窓口を設置をしていきたいと。この2つでございます。

もう1ページおめくりください。3ページでございます。これは事後報告分でございますが、就労支援事業の推進における調査用紙の発送業務委託についてということで、今回、プロポーザルによりまして、この調査委託を行う業者といたしまして、株式会社パソナ、人材派遣会社でございますが、ここが選定されました。この業者に対して、今回対象となっております20歳～34歳の独身者で、親と同居している世帯の親子、この方々の住所と氏名、これを宛名シールに打ち出しまして、お渡しをして発送業務を履行していただくと、こういう流れでございます。

委託の理由は、今回、先ほどご説明しましたとおり、2万件程度の大量調査ということでございまして、最終的に回答を得て、分析まで一貫した流れで業務委託をするということでございますので、情報を外部に委託という形で提供させていただきたいということでございます。

委託の内容は、先ほどご説明したとおり、対象者の宛名シールを業者にお渡しをして、貼付し発送すると。

それから、回答を得たものにつきましては、集計・分析、さらには就労支援のためのプランの策定の協力をしていただくと、こういう業務でございます。

委託の開始時期及び期限につきましては、19年6月中旬から平成20年1月31日までとさせていただきます。予定でございます。

それから、もう1枚おめくりをください。事前報告分といたしまして、先ほど前段でご説明しました相談業務につきましてご説明をさせていただきます。

委託先につきましては、先ほど2系統の相談窓口を設置するというところで、専門カウンセラーの相談につきましては、日本カウンセリングセンターに。それから、就職SOS相談の方につきましては、調査と同じ株式会社パソナに業務委託をという形にさせていただいております。

委託に伴い、事業者処理させる情報の項目といたしましては、まずカウンセリング業務の方につきましては、住所、氏名、性別、生年月日、電話、それから親御さんの住所、氏名、電話、これなどが記録項目として入ってまいります。その他に、相談の中で出てき

ました記録を保管をするということで、生活状況、実際の悩み・不安といったようなことが出てまいります。

2番目のSOS相談窓口の方につきましても同様に、住所、氏名、性別、生年月日、メールアドレス、電話、それから親御さんの住所、氏名、電話。それから、就労全般に関するご相談を通じまして、聞き取った内容等々に関しまして記録をさせていただくということになります。

委託の内容につきましましては、ごらんいただくとおり、1番目の相談につきましましては、どちらかというと就業にまだ踏み込めない。例えば社会に、なかなか外に出られない。こういう方々のカウンセリングが中心になりますので、そういう内容を中心にやっていただく専門のカウンセラーを持つこの財団にお願いをしていこうと。

それからもう1点の就職の方の相談窓口については、実際に現在就労の就職あっせん・支援をやっている会社でございまして、スキルを既に持っておりますし、ノウハウがあるということで、株式会社パソナの方で業務を実施していこうと。これらは、まだ区の方で機能として専門的な分野ということで持っておりませんので、業務委託という形でやらせていただきたい。

委託の内容につきましましては、先ほどからご説明させていただいているとおり、1点目のカウンセリング、専門カウンセラーのカウンセリングについては、就労に対する不安であるとか悩み、そういったものをお聞きして、就労に向けた一歩踏み出していただく、または現在就労している方々の中でも、そういう悩みを抱えた方々が引き続き就労ができるようにという形での相談を展開してまいります。

それから2点目は、実際に就労希望がある、就職希望がある方々が、直に就職まで結びつけられるような相談という機能を持たせていただく予定でございます。

業務につきましましては、本年度7月1日から年度内3月31日まで、以降、翌年度から継続をして実施したいというふうに考えてございます。

事前報告、事後報告、双方とも、5ページにおつけしてございます特記事項を添付し、契約をさせていただくという概要でございます。

そのほかお配りしている資料で、差しかえ分をお配りしましたものは、先ほどご説明しました相談コーナー、2種類のPR用チラシ、これは調査票に同封してお送りする予定とご説明したとおりですが、これの原案と最終的に調整後、いろいろ形が変わったものですから、事前にお配りすることがかなわず、本日差しかえという形でお配りをさせていただきました。

現在、先ほど報告の前にお配りしたこのチラシでございます。これは今回の調査票と一緒に、若者の世帯に同封してお送りをしまして、相談したいという意向があれば、すぐに相談できるようにということで、一緒に調査とあわせて同封をさせていただく予定のPR用のチラシでございます。

それから、別途お配りしてございます実際の調査票、アンケート用紙でございますが、1点、訂正をお願いいたしたいのですが、お手元にお配りしたアンケートの中で、保護者様用アンケートというのがございますが、最終的に調整をしていく中で、表現を「御家族様用アンケート」というふうに訂正をさせていただきました。その下の記載の部分でも、2行目、「若年者の方とその保護者様」という記述につきましましては、「御家族様」と訂正を

お願いいたします。

雑駁ですが、報告は以上でございます。

○寄本会長 ありがとうございます。それではどうぞ、ご質問、ご意見お願いいたします。

○有馬委員 この事業そのものが非常に有意義な事業だというふうに思っているんですよ。ニートやフリーターや契約社員や、そういった若い世代の方が多い中で、こういう事業をするというのは、極めて有意義であろうというふうに思っているんですけど、その中で、これはちょっと、さっき聞き漏らしたのかもしれないんですけど、これ、人材派遣会社のパソナですけども、ここに委託先を決められた、これはプロポーザルか何かですか。

○就労支援・消費者行政担当副参事 プロポーザル方式です。

○有馬委員 これはプロポーザルに至ってここが決まるまで、何社ぐらいの応募、プロポがあって、ここに決まった経過・経緯をちょっと。

○就労支援・消費者行政担当副参事 最初のご案内をさし上げて、説明では4社ぐらいお問い合わせがあって、説明は3社で、ご提案いただいたのは2社だったんですね。業者名言ってしまっているのかな。2社ございまして、最終的にプロポーザルの結果、この業者を選定させていただいたというような形でございます。

○有馬委員 これはアンケートの中身がかなり細かく、ご本人様用もご家族様用も細かい内容で、結構情報満載になっている中身のものですから、極めて慎重に扱われるのだというふうに認識しているんですが、これは2万件に発送ということですかね。当然のごとく、受け取る側は、これは対象の年齢とかそういうのを切って送るわけですけど、ある日突然にみたいな形で送られてくるという認識なわけですよ。そういう認識でいいわけですか。

○就労支援・消費者行政担当副参事 6月15日号の広報で、区民向けにはご案内をさし上げる予定でございます。そのほか、一定程度、私どものインターネットのサイトで、このような調査をやるということを掲載をして、区民向けにはお知らせをさせていただく予定でございます。

○有馬委員 なかなかよくあるんですけど、区がいわゆるさまざまなアンケートをとるときに、あらかじめそういった対象の方が知らないで、ある日突然来て、これは出してもいいものか何なのかという、非常に不思議に思っている区民の方もおられます。そういう情報を見るといいんですけど、なかなか目に触れないと、どういうところで、どういう形で来たのかという、そこを非常に気になさる方が多いものですから、これはそもそも発送元はパソナという形になるわけですか。それとも、そこに例えば区の就労支援の、今の例えば消費生活の関連の部署の名称が入っていると、そこら辺はどうなんですか。

○就労支援・消費者行政担当副参事 私どもの部署の名称が入って、かつ、その事業の受託先ということで、受託業者ということでパソナの名前が入ると、併記でお送りをさせていただく予定でございます。

○有馬委員 そうすると、一定の説明は、送られる中で当然のごとくされてのアンケートという理解でいいわけですね。

○就労支援・消費者行政担当副参事 同封する中に、ご協力をお願いという、私どもの方の頭に消費生活センター入った文章をヘッダーとしておつけしまして、調査にご協力をいただきたいという前提で、対象の各戸に郵送させていただくという予定にさせていただいておりますので。

○寄本会長 ありがとうございます。

○鍋島委員 回収は、消費生活センターが回収ですか、パソナが回収ですか。

○就労支援・消費者行政担当副参事 今回は回収先をパソナの方にさせていただく予定です。

○鍋島委員 この袋の上には、パソナの住所とか書いて。

○就労支援・消費者行政担当副参事 ええ、返信用の方はそうでございます。

○鍋島委員 センターだったら出すけれど、パソナだったらというふうなことがあるかもしれません。

○近藤委員 差し替えなんです。

○就労支援・消費者行政担当副参事 先にお配りしてあるやつが、例えばこれがこちらに。先にお配りした方が、もう。

○近藤委員 いらない。

○就労支援・消費者行政担当副参事 そうでございます。

○あざみ委員 プロポーザルで決まったと。パソナですね。発送業務委託についてもプロポーザルで、この相談業務と委託についてもプロポーザル。両方ともプロポーザルですか。

○就労支援・消費者行政担当副参事 当初の説明の主の中で、そういう形でプロポーザルをさせていただいております、頭からお尻まで、そういう概要で提案をいただいております。

○あざみ委員 要するに、発送業務と相談業務とあわせてプロポーザルをかけたということですか。調査も含めて。

○就労支援・消費者行政担当副参事 調査の方は、当初、この調査業務と相談業務は全然別個で考えておまして、それで調査についてのみのプロポーザルを当然やらせていただきまして、相談の方は相談の方で、別途いろいろなカウンセリングの団体であるとか、人材派遣会社もパソナだけではなくて、数社とお話をさせていただく中で、最終的にカウンセリングセンターさんとパソナさんというような形で絞り込んでいったというような経過でございます、プロポーザルの中では、相談業務の部分は当然ご提案はいただいております。

○あざみ委員 そうすると、調査の発送の方はプロポーザルでやったけれども、相談業務の委託については、プロポーザルではないということでしょうか。

○就労支援・消費者行政担当副参事 そのとおりでございます。

○あざみ委員 それはどうしてプロポーザルにしなかったんでしょうか。区が新規で始める、ある意味大きい目玉の事業と言って私はいいと思うんですけども、最近、そういった大きな委託については、プロポーザルでやる例というのは、区の業務の中で非常に多くなっていますし、プロポーザルであれば、先ほど有馬よりもお聞きしましたけれども、審査の経過も含めて、本当に透明性のある、できる限りの透明性のあるやり方をして選ば



れたということを含めて報告があったてしかるべきだと思うんですけども、そもそもプロポーザルでないということであると、ここを選んだという理由がちょっと見えないということで、今、人材派遣業というのは非常にたくさん出ていて、パソナも大手だと思うんですけども、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○就労支援・消費者行政担当副参事　もともと今回報告案件として、相談業務の方もセットでご報告をさせていただいておりますけれども、もともと調査業務の委託の部分と相談業務は全然別個の系統でずっと事前調整、いろんな業者さんからの聞き取り、価格、見積等々を行ってきておりまして、その流れの中で、相談の方も、それから調査の方も、両方ともご提案いただいている会社、パソナという一つ、それからカウンセリングセンターさんのように、カウンセリングの相談の部分でご提案をいただいている、NPOも含めて数団体とお話をしてきた中で、最終的にここをという形での選定をさせていただいたわけですが、そういう経過、全然別系統で流れとしてはやってきたもので、一つ同じところが両方に入ってしまったということがございます。

○あざみ委員　結果としてそうなるのもいいと思うんですよ、私は。結果を言っているのではなくて、その過程の中で、プロポーザルであれば、点数化しますよね、応募してきた会社を。その点数化して、結果的に1番になったところに受託してもらうということにしますよね。だから応募してきた会社の名前を伏せるということは今までもやっていますけれども、それでも、そうやった点数化をすることで、いろんな条件をプロポーザルしてもらって、その中できちんと区を選んだのだということが示された方が、私は非常にいいのではないかというふうに思っているんで、今回の選び方については、お話を伺って、そちらでいいところを選びましたというふうに言われても、ちょっと何でパソナなのかなどというのは思うわけですよ。なぜプロポーザルにしなかったのかということはどうなんでしょう。

○就労支援・消費者行政担当副参事　もともとが、私どもの調査業務の方のプロポーザルは、なぜ調査業務としてプロポをやったかということ、当然この調査、単体の調査・分析という業務以外に、就労支援のプランの策定を私どもが今後やっていく上で、いろんな情報収集だとか、そういうご支援をいただける業者さんを特に選定したいという思いがあって、事業者提案制度という形を調査の方とはらせていただいたということが一番大きな理由でございまして、相談業務の方につきましては、メンタルケアのカウンセリング相談というところを中心に展開をしていこうということで、昨年度末以来、いろいろな関係団体だとか、そういう情報収集を重ねて、コンタクトをとってお話を伺っていく中で、やはり事業実施の際に、メンタルケアの相談部分だけじゃないニーズも出てくるんじゃないかという話が出てまいりまして、あわせて新年度になりましてから、例えばグッドウィルさんは来ていなかったけれども、リクルートであるとか、幾つかの人材派遣会社で、実際にそういう業務委託等々を受けている数社とお話をさせていただいてきまして、それで2系統の相談窓口をつくる際に、一方はメンタルケアの相談を中心にしたもの、もう一方は就労支援、いわゆる就職あっせんまで導けるツールとしてご用意するという2系統を最終的には設定をしていこうという話で整理をさせていただいたということでごございまして、そのもう一方の人材派遣会社さんを中心に展開した中で、当然パソナさんは両方にかかわってきていたというので、それぞれ別個の選定の中で同じ業者が出てきたという結果でござい

ます。

○あざみ委員 別な系統で同じ会社だったというのはいいんですよ。そこを別に私は問題にしているわけではなくて、はっきり言って、調査の発送の業務の方が、私はどちらかというと事務的な作業であって、極端に言えば、プロポーザルで事細かに条件をつけて、審査をしてというふうにしなくてもいいぐらいの事務業務だと思うんですよ。相談業務の方が非常に多岐にわたって、非常に深い事業内容のものだというふうに思うので、だからこそプロポーザルという透明性のあるやっぱり選定の仕方が必要だったのではないかなというふうに思うわけで、別に二つが一緒だったから、最初にやってもらったところにそのままやってもらえばいいやというふうに思われているのかなと思っているのかもしれませんが、そこを別に問題にしているわけではないんです。しかも派遣業であるパソナさんがこの相談業務をするということで、この特記事項でこうやって契約をしているわけで、目的外利用はするなという、もちろん当然ですよ。それで相談を受けた人たちに、うちの会社に登録をどうぞなんていうことは絶対にあってはいけないことですし、ただ、パソナという名前はもう有名ですから、フリーターの方や派遣社員で働いている方の中では大手ですから、そういう意味では、新宿区とパソナが一緒になってやるということが、どういふふうに見られるのかというのを私は少し懸念があるなという気はいたします。意見だけにしておきます。

○山口副会長 要するにアンケートというのは、区民から情報を集める際に、これは名前を書くアンケートじゃないので、いわゆるアンケートというのは名前を書かない方が多い。名前を書かないので、個人の特定という問題がないので、個人情報、このアンケートで収集することが個人情報ではないだろうと理解はしていますけれど、やはりいづれにしろ、区民から情報収集するんですから、どう使うのか。最後に策定目的以外は使用しませんと、こう書いてあるんだけど、そうじゃなくて、このアンケート結果は、どこそこで公表しますとか、結局、自分が情報提供して、自分はどういう位置にいるのかというのが知ることが意味があるので、ただ提供だけさせられてしまって何だろうというようにやはり受けとめると思われますね。これは報告書もちゃんとつくってもらわけですから、どういふ広報の方法があるかは詳しくは知りませんが、やはり結果を区民に、あるいは提供した方に回答する。それは個別にはできませんよね、やっぱり住所がわかるので。だから、どういふもので調査結果を報告しますとか、やはりそういうことは書くべきではないかと。これは情報課の方にまたお願いなんですけれど、こういうケースはあると思うんですよ、アンケート、ほかにも。そういう場合は、やはり最後に、目的外使用しませんではなくて、この結果は、皆さんからいただいた情報はこういうふうに調査・報告・分析して、どういふ方法でご報告しますとか、そこまでやはりやるべきではないかなと思います、ぜひ。

もうこれ、今回発送済みかもしれないので、発送済みでないなら、直るのならともかく、そうでなければ、区の広報誌に、いついつかのアンケートの結果はどこそこで報告しますとかやっていただいて、ホームページもあるかもしれないし、何か結果を公表してご報告するというのを考えていただきたいと思います。

○就労支援・消費者行政担当副参事 ただいまいただきましたご意見に基づいて、まだこれは発送してございませんので、郵送する際に、個々個別の中に、9月の下旬目途に中

間のまとめをさせていただきまして、最終の報告が1月というような段取りになってございますので、それをホームページ等々を通じてご案内させていただくというか、公開させていただく旨をお入れをして、郵送させていただきます。

○鍋島委員　これはご本人様用のアンケートの返信用と、保護者用アンケートの返信用とは別々の封筒にお入れになるのですか。それから、またついでに伺いますけれど、もし一緒の封筒であったとしても、子供さん用アンケートが封をして、親には見られないようになさるのでしょうか。

○就労支援・消費者行政担当副参事　今お話いただいたとおり、別々の封筒で、それぞれ個々個別にというふうに対応する予定でございます。

○鍋島委員　そうしますと、別々に回答が来ると、所帯でどう思っているかというところは、調査はとれないですね。親の全体像がこうでありますよ、子供の全体像はこうですよという感じですか。

○就労支援・消費者行政担当副参事　そのとおりでございます。

○山口副会長　別々は別々でいいんですけど、この二つが親子関係にあるとか、セットになるとか、そういうのは意味があるんじゃないんですか。それはどうなっているんですか。別々に来るのはいいんですよ。だけれど、Aさんの家族の親と子、それがばらばらに来てしまってもいいのか。何か意味があるんじゃないかと。Aという親子関係で、こういう回答になったんだとかいうのは、そこらはどうなっているのですか。

○就労支援・消費者行政担当副参事　今回、そういう方法も一つ念頭に置いて、やれるかやれないかということも検討させていただいたんですが、例えば何か記号化をして、つなげられるようなキーワードを振るという方法もどうかと、いろいろ検討はさせていただいたんですが、なかなか難しいだろうということで、個別という形でやらせていただくことにさせていただきました。

○寄本会長　神崎委員。

○神崎委員　幾つかわからないことがあるんですけども、2万人に発送するということですが、これ、対象者が約2万人ということなんですか。それとも対象者はまだたくさんいるんですけども、その何割かの2万人というのか。それと、20歳～34歳までということになると、学生も入っていますよね。それも初めからわかった上で、学生にも発送するのかどうか。まず、そこをちょっと教えてください。

○就労支援・消費者行政担当副参事　まず対象者ですが、20歳～34歳の区民などで、約7万5,000ぐらいいらっしゃるんですが、今回特に私どもとして念頭に置いて調査をしたいなというふうに思ったのが、どちらかというとお仕事をされていない若者の意向であるとか状況を積極的に把握したいという思いがございまして、そういう状況下に置かれた方々、悉皆で7万5,000出しても、なかなか回答が得られない。逆に、おひとり暮らしでそういう状況にある方々は、なかなか回答していただけないんじゃないかということで、各自治体とも非常に対象の絞り込みを悩んでいるという実態がございまして、最終的に新宿区の方で判断したのが、恐らくそういう経済状況下に置かれて、お仕事をしないでも一定程度お暮らしができていう状況が生まれる前提とすれば、親御さんと一緒にお暮らしになっている、また、家庭を営んでいらっしゃるというような状況が多く見受けられるのではないかという想定のもとで、今回絞らせていただいたというのが1

点。

それから、当然、学生さん、大学生という範疇は、この対象の年齢に入ってまいります  
が、当然、この設問の中で、仕事に対する考えだとか、今後自分たちが就職をする段にな  
って、どんなサービスが欲しいとか、そのようなことの意向も含めてお聞きをするという  
機会を一つつくろうということと、もう一つは、18で、もう社会にお出になられている  
方々も多くいらっしゃるというような実態もありまして、おおむね20歳以上ということ  
で、今回18歳、20歳未満については、新宿区の方で、若者自立応援事業という対象の  
中で、実際には取り組みを進めているという経過もございまして、今回は20歳からおお  
むね34というような仕切りをさせていただいたというところでございます。

○神崎委員　それでは、初めからから学生は除外してということではなくて、2万人の  
中に学生なんかもあるから、非就労者といっても、実際それに当たる人は、2万人のうち  
の何十%かということになるわけですよ。

○就労支援・消費者行政担当副参事　内閣府であるとか、厚生労働省の試算で出ている  
数字を新宿の人口に当てますと、若年無業者と言われる方々、おおむね2,000～  
2,600の間というような数字になってまいります。ただ、それが本当に実態として新  
宿の実態なのかどうかというのは、今回調査をさせていただくという試みをさせていただ  
く予定でございます。

○神崎委員　次の質問ですけれども、別々に回答してもらおうということですが、  
発送は、やっぱり別々の封筒に入れて発送して、それぞれに出して回収するということにな  
ると。いずれにしろ同じ家族ということであれば、お父さんのところ来たでしょう、ど  
う書いたのかといったような話はされることにはなりませんよ。

○就労支援・消費者行政担当副参事　ご郵送させていただくときは、ご一緒に封筒で親  
子入ってございまして、回答いただくものが別々になっていまして、お子さんの回答を親  
御さんがご一緒に見て、入れて、封をするという形ではなくて、親御さんの回答は親御さ  
んの回答、お子さんの回答はお子さんの回答で送れるような形をとらせていただいている  
ということでございます。

○寄本会長　ほかにございますでしょうか。

1点お伺いしたいんですけれども、大分前になるんですが、多摩地区のある大きな市  
に行きましたら、地下に簡素な部屋がございまして、そこに来られるのは、その市の職員  
の方でした。新宿区の場合には、そういうことはございせんか。職員の方、相談に来ら  
れるとか。

○就労支援・消費者行政担当副参事　今回、7月から始める相談で、実際に職員の方が  
お見えになるかどうかというのは、どちらかという傾向としては、なかなか自分が活動  
されている区域では相談しにくいという状況がどうもあるというお話は聞いておりますの  
で、区がやる相談窓口には区の職員が直接ご相談来るということは、区の中にもそういう医  
療系の相談というのが別途ございますので、もし利用するのであれば、多分、職員相談室  
の方を利用されるのではないかなと思っています。

○寄本会長　どうぞ、ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

では、本件は了承ということですのでよろしいですか。

[「異議なし」の声あり]

どうもありがとうございました。

それでは、資料1、職員情報システムの修正についての諮問を審議いたします。職員課長さんからご説明いただきます。

○職員課長　それでは、職員情報システムの修正についてご説明させていただきます。

その説明に入る前にですが、皆さんには2年間お世話になりましたが、席が変わりまして、区政情報課長から今度は職員課長ということになりました。2年間、大変お世話になりました。

それでは、あらためて説明させていただきます。職員情報システムの修正ということで、2ページ目の方を開いていただきたいと思います。

職員情報システムと申しますと、新宿区の職員の人事とか給与、福利厚生についての情報を管理しているシステムでございます。事業内容の1番のところに書いてございますが、新宿区の在籍している職員数は、特別職、区長を初めとする特別職あるいは我々のような常勤職員、それからいわゆる60歳以上の再任用という形で採用されている、あるいは非常勤職員ということで雇用されている職員を含めまして、3,768人分、合計でございます。それらの職員の情報について、それぞれ人事管理、いわゆるいつ採用されて、いつどのような勤務状況にあるですとか、そういった人事の履歴ですとか、あるいは給与の支給ということで、給与計算あるいは通勤手当というところといったような情報。それから福利厚生としまして、共済組合と書いてございますけれども、共済組合というのは、公務員の年金と健康保険を扱っているところでございます。そのほか職員の互助会あるいは特別区の互助組合といった福利厚生の団体等の情報、あるいは被服、どのような被服を貸与しているかといったような福利厚生に関する情報を管理しているシステムでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。保有しておりますのは、総務部職員課でございます。

登録業務といたしましては、人事管理、職員の給与という名称で、この情報システムを管理させていただいております。

今回、ここに、新たに記録項目を追加させていただくということでお諮りしております。ひし形の黒い丸のところに沿って、内容を説明させていただきたいと思います。条例や制度の改正によりまして、退職手当の計算方法が今年度より変わります。いわゆる係長・課長といった職層の経験年数によって、退職金の算定方法が変わってまいりましたために、退職手当のポイントを累積させるためにそのポイントを記録項目として追加登録させていただきます。

それから、勤務評定とございますけれども、新宿区では今年度より、人材育成のカルテと申しますか、いわゆる業績や、本人の今年度果たした役割、そういったものに依拠して、給与等あるいは処遇の加算といったような制度が導入されます。それに対する評定ポイントというのを今回これに追加して記録させていただきます。業績の評価点ということで、いわゆる職員がどういった今年度目標を立てて、どのような業績を自分としては上げていきたいかといったようなことを4月に申告していただきまして、1年間通じて、それらの目標に対してどの程度目標が達成できたかということで、業績を評価するポイント、それから能力評価点につきましては、本人の企画力ですとか、あるいは積極性、あるいは折衝

力といったような能力が、今年度どのぐらい発揮できたかといったようなポイント、それに対する一次評定、二次評定ということで、上司による評定ポイントが今回から記録されます。それによりまして、翌年度のボーナスのポイント加算がされるというようなことになります。

それから、児童手当でございますけれども、これは法改正によるものでございます。法改正によりまして、12歳まで児童手当が支給されることになりました。それとともに、第1子、2子、3子によって額が変わってまいりますので、その対象児童と、それから第1子に該当するののかといった区分を記録させていただきます。

それから3番目に、昨年の第3回のこの審議会の方にお諮りしているところですが、システムが更新になりました。それに伴いまして、システムに機能として、職員の顔写真を記録することができるようになっております。従来は、写真を身分証明書の方に張りつけておりましたけれど、そういった写真の情報を今回記録の中に、データベースの中に追加して記録させていただく。

それから、通勤経路ですけれども、どの駅からどの電車に乗るかということは、もともと記録されているところですが、最寄駅から自宅までの通勤経路については、本人の申請があったものをデジタル情報というか、いわゆるイメージ情報本体、それから指定記録を提出していただく。それから、年末調整に関する情報として、保険料の控除、住宅取得の特別控除の項目が今でございませんでした。そのつど手で加除して計算しておりましたけれど、こういった情報も記録させていただいて、年末調整に対応していこうというものでございます。

なお、このような一連の作業にかかわるデータの追加入力・登録については、職員課の職員によって入力をさせるものでございます。これにつきましては今年度、19年7月から実施をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○寄本会長　　ありがとうございます。それではどうぞ、ご質問、ご意見をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

それでは、本件は了承です。どうもご苦労さまでした。どうもありがとうございました。では、もうあと1件ですか。

○区政情報課長　　予定案件は以上です。

○寄本会長　　どうも皆さん、ご協力くださいまして、大変ありがとうございます。ちょうど時間もぴったりですね。

先ほど私、ああいう唐突な質問をしてしまいましたけれど、それだけ市役所の職員の方も悩んでいる方が多くて。

では、よろしいですか。

○山口副会長　　きょう配付された資料を見ていますと、1枚目の裏に事業の概要というのが必ず記載されているんですけど、今までこれがなかったんですね。すごくわかりよくなったと。今まではこれを抜きにして、手当たり次第、その資料をいっぱい持ってきて、ぐちゅぐちゅと口頭で説明を受けていたのですが、この事業の概要でよくわかるようになったので、ここを工夫していただいて、結局、新宿区の中にいらっしゃる方はわかる

んですけれど、我々外部の者には、何が行われているか、もともとわかっていないんですよ。したがって、この事業の概要というのはすごくよかったので、ぜひ継続していただきたいという希望です。よろしくお願いします。

○寄本会長　ほかに事務局の方からご連絡事項ございますか。

○区政情報課長　お話ししましたように、次回の審議会なんですけれども、会長・副会長さんと調整させていただきまして、次回の審議会、7月5日の木曜日、午後2時から第2委員会室、この会議室ですね、この部屋で開催したいと思います。いかがでしょうか。

○寄本会長　7月4日の午後がいいという。

○区政情報課長　すみません。もう一度調整させていただきまして、4日の水曜日、午後2時からということですのでよろしいでしょうか。

○寄本会長　では、7月4日、午後ですね。

○区政情報課長　場所については、当委員会室を使えばいいんですけれども、後ほど確認しまして、ご連絡をさし上げます。また、資料につきましては、今回の残りの資料を審議する形になりますので、残りの部分についてはお持ちいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

それから、第3回以降につきましては、予定どおり7月18日以降、本日お配りした年間日程のとおりとなっておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○寄本会長　全体として、何かご質問ございますか。

それでは、きょうはこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。